

介護生産性向上推進事業補助金  
(福井県介護テクノロジー等導入・パッケージ型導入支援事業補助金)  
交付要領

(通則)

第1条

介護生産性向上推進事業補助金(福井県介護テクノロジー等導入・パッケージ型導入支援事業補助金)(以下、「補助金」という。)は、地域医療介護総合確保基金または介護テクノロジー一定着支援事業を活用し、県内介護保険事業者等が介護テクノロジー(介護ロボットやICT機器等)等を導入等するための経費について、その一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については「福井県補助金等交付規則」(昭和46年4月1日福井県規則20号)および「福井県健康福祉部長寿福祉課所管補助金等交付要綱」の規定によるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条

介護サービスの需要がさらに高まる一方、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、介護人材の確保を促進していく必要がある。このような現状を踏まえ、複数の介護テクノロジー(介護ロボットやICT機器等)等の導入や定着を支援することにより、介護職員等の負担軽減を図り、介護現場の働く環境や魅力を向上させることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条

補助金の交付の対象者は、福井県内で介護保険法上の指定または許可に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所(訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。)または人福祉法に基づく養護老人ホームおよび軽費老人ホームを運営する法人等で、各補助区分に応じて下記の要件を満たす者とする。(以下、「補助事業者」という。)

- (1) 介護テクノロジー等導入支援事業  
別表第1の要件を満たす者とする。
- (2) 介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業  
別表第2の要件を満たす者とする。

(介護テクノロジー(介護ロボットやICT機器等)等の補助対象範囲および補助対象経費)

第4条

補助金の対象となる介護テクノロジー(介護ロボット・ICT機器等)等の補助対象範囲および補助対象経費は、前条第1項に記載の補助区分に応じて別表第3または別表第4に掲げるものとする。ただし、以下に該当する経費は補助の対象としない。

ア 消費税および地方消費税

- イ 保険料
- ウ 機器のメンテナンスに要する経費
- エ 通信料
- オ 交付決定前に購入またはレンタル、リース契約を締結したもの  
なお、上記オについて、国の考え方にに基づき、県が別に事前承認した日以降に購入等したものは、補助対象経費とすることができる。
- カ 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費
- キ 介護テクノロジー（介護ロボット・ICT 機器等）等の開発に要する経費
- ク その他本事業として適当と認められない経費

（補助金の交付額等）

#### 第5条

補助金の交付額等は、別表第5、別表第6、別表第7および別表第8のとおりとする。

（補助金交付申請）

#### 第6条

補助金の交付を受けようとする者は、以下のとおり補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

・提出必要書類

- （1）補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）業務改善計画書
- （3）補助金所要額調書（別添1）
- （4）導入する介護テクノロジー等の概要が分かる資料（カタログおよび見積書等）
- （5）「SECURITY ACTION」の「一つ星」または「二つ星」のいずれかを宣言していることが分かる資料
- （6）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置していることが分かる資料（設置要綱、直近の委員会議事録等）
- （7）「ケアプランデータ連携システム」の利用開始等が分かる資料（利用申請書、利用画面写真、データ送信履歴等）
- （8）県税の納税状況の確認に関する書類
- （9）消費税、地方消費税および法人税の納税証明書（滞納がないことの証明書）
- （10）債権債務者登録申請書（新規申請、登録内容に変更ある場合に提出が必要）
- （11）補助金申請チェックリスト
- （12）事業所の職員数（勤務形態一覧表）が分かる書類  
※介護ソフトウェアの等導入に際して、職員数により合計金額が変動する契約の場合、提出が必要
- （13）事業所の利用定員数が分かる書類  
※介護ロボット等を申請する場合、提出が必要

(補助金の交付決定)

#### 第7条

知事は、前条の申請書の提出を受けた場合、予算の範囲内で交付する補助事業者を決定し、交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付の条件)

#### 第8条

補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- 1 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容変更(補助事業の中止または廃止を含む。)をする場合または補助対象事業に要する経費の変更(補助金の交付決定額の20%以内の減額による変更または補助目的の変更がない軽微な変更(20%を超える減額を含む。)の場合を除く。)をする場合には、補助金変更承認申請書(様式第2号)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成および事業の効率的な執行に支障を及ぼさない細部の変更は除くものとする。
- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難になった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象とならない。
- 4 補助事業者は、当該事業中や事業完了後に、県が本事業の成果や効果の報告を求めた場合には、直ちに具体的な報告を行うものとする。
- 5 補助事業者は、事業完了後、その効果を県内の介護施設等に広く広めるため、他施設からの見学や県が行う広報活動、研究等に協力しなければならない。
- 6 補助事業者は、「科学的介護情報システム」による情報収集に協力しなければならない。
- 7 その他、介護テクノロジー一定着支援事業実施要綱の規定に基づくこととする。

(実績報告書の提出)

#### 第9条

第7条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、事業完了日から1か月を経過した日、または当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、下記のとおり実績報告書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。なお、上記の期日までの提出が難しい場合は、補助事業者と協議の上、別途知事が定める日とする。

・必要提出書類

- (1) 補助金実績報告書(様式第3号)
- (2) 補助金精算額調書
- (3) 導入した介護テクノロジー等に係る契約書(注文請書等)、納品書、工事完了報告書、請求書等の写し
- (4) 導入した介護テクノロジー等に係る領収書または振込控え等の写し

(5) 導入した介護テクノロジー等の写真

(6) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

#### 第10条

知事は、補助事業者より前条の実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、適正であると認めるときは、国の額の確定に基づき、額の確定通知（様式第8号）により補助金額の確定を行う。

(補助金の請求)

#### 第11条

補助事業者は、知事が別に定める期日までに補助金交付請求書（様式第4号または様式第5号）を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消)

#### 第12条

知事は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第7条の規定により交付決定を行った補助金の全部または一部を取り消すことができるものとする。

#### 附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

この要領は、令和8年6月15日から施行する。

別表第1 （要領第3条関連 （1）介護テクノロジー等導入支援事業 交付の対象者）

<p>補助要件</p>	<p>(1) 本事業による介護テクノロジー等の導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。なお、下記の(6)の効果報告において確認を実施することとする。</p> <p>(2) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「一つ星」または「二つ星」のいずれかを宣言すること。※介護事業所・施設の代表者を「個人事業主」として申し込み、宣言すること。 加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。 【SECURITY ACTION について：独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度 ※概要説明 掲載先：<a href="https://www.ipa.go.jp/security/security-action/">https://www.ipa.go.jp/security/security-action/</a> ※「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」 掲載先：<a href="https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf">https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf</a></p> <p>(3) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジー等の活用を継続的に行えるようにするため、以下の(ア)または(イ)の支援を受けること。 (ア) 「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」等による業務改善支援 福井県が設置する「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター（福井県）」または厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修を受講すること。 なお、研修とは別に下記(5)に定めるとおり、申請（業務改善計画作成）や取り組みの実施にあたり「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」へ相談すること。 (イ) コンサルティング会社等による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジー等の導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。 なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明では、要件を満たしたことになる。</p>
-------------	---

(4) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。

(参考資料)

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン  
掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>
- ・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き  
掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集  
掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>
- ・介護ロボット等のパッケージ導入モデル  
掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf>
- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧  
掲載先：[r05\\_105\\_02jigyohokokusho.pdf](#)

補助要件

(5) 業務改善計画作成や取り組みの実施にあたって、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」に相談すること。

(6) 補助を受けた翌年度から3年間、上記(4)で定めた業務改善計画に対する効果を報告すること。

※詳細については、別途通知

(7) 「科学的介護情報システム ( Long term care Information system ForEvidence LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。

(8) 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省や福井県等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

※厚生労働省等から補助事業者に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。

(9) 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(名称は問わない。)を設置していること。

- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

補助要件	<p>(参考資料)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 掲載先：<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf</a></li></ul> <p>(10) 以下サービスについては、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等WEBサービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始し、利用実績を有すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、特定施設入居者生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）</li></ul>
------	--

別表第2 (要領第3条関連 (2) 介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業 交付の対象者)

補助要件	<p>(1) 別表第4 (1) の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入すること。あるいは、業務の改善・効率化等が進められる介護テクノロジーを複数（複数台あるいは複数種類）導入すること。</p> <p>(導入（補助）例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「介護業務支援」に該当する機器 + 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器</li><li>・「介護業務支援」に該当する複数の機器</li><li>・介護記録ソフトウェア + 介護請求ソフトウェア 等</li><li>・「見守り・コミュニケーション」に該当する複数の機器</li></ul> <p>(2) 本事業による介護テクノロジー等の導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。なお、下記の(7)の効果報告において確認を実施することとする。</p> <p>(3) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「一つ星」または「二つ星」のいずれかを宣言すること。※介護事業所・施設の代表者を「個人事業主」として申し込み、宣言すること。</p> <p>加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。</p> <p>【SECURITY ACTION について：独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度</p> <p>※概要説明 掲載先：<a href="https://www.ipa.go.jp/security/security-action/">https://www.ipa.go.jp/security/security-action/</a></p> <p>※「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」</p> <p>掲載先：<a href="https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf">https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf</a></p> <p>(4) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジー等の活用を継続的に進められるようにするため、以下の(ア)または(イ)の支援を受けること。</p> <p>(ア) 「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」等による業務改善支援</p> <p>福井県が設置する「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター（福井県）」または厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修を受講すること。</p> <p>なお、研修とは別に下記(6)に定めるとおり、申請（業務改善計画作成）や取り組みの実施にあたり「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」へ相談すること。</p>
------	---

補助要件

(イ) コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。

なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明では、要件を満たしたことになる。

(5) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。

(参考資料)

・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き

掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>

・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>

・介護ロボット等のパッケージ導入モデル

掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf>

・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

掲載先：[r05\\_105\\_02jigyohokokusho.pdf](#)

(6) 業務改善計画作成や取り組みの実施にあたって、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」に相談すること。

(7) 補助を受けた翌年度から3年間、上記(5)で定めた業務改善計画に対する効果を報告すること。

※詳細については、別途通知

(8) 「科学的介護情報システム ( Long term care Information system ForEvidence LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。

(9) 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省や福井県等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

※厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。

(10) 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置していること。

<p>補助要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> <p>(参考資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 掲載先：<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf</a></li> </ul> <p>(11) 以下サービスについては、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等WEBサービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始し、利用実績を有すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、特定施設入居者生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）</li> </ul>
-------------	--

別表第3

(要領第4条関連 (1) 介護テクノロジー等導入支援事業 介護テクノロジー(介護ロボットやICT機器等)等の補助対象範囲および補助対象経費)

<p>補助対象範囲 および 補助対象経費</p>	<p>(1) 「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー ・「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を補助対象とする。</p> <p>(2) 介護ソフトおよび介護ソフト定着促進費用 ・介護ソフトおよび介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を補助対象とする。 ※Wi-Fi等の環境整備のみやPC・タブレット端末導入のみは、補助対象とならない。 (介護ソフト定着促進費用例) ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末(リース費用含む)) ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等) ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 など</p> <p>・なお、介護ソフトについては、下記の要件を満たした介護ソフトウェアが補助対象となる。 (ア) 補助対象となる介護ソフトウェアについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないものであること)とする。 なお、介護ソフトウェアの改修等により、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一气通貫が実現できれば、改修等に要する経費について、補助対象とする。 また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。</p> <p>(イ) 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトウェアを申請する場合については、上記(ア)に加えて、下記の①を満たすこと。 また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトウェアを申請する場合については、上記(ア)に加えて、下記の②を満たすこと。</p>
----------------------------------	--

<p>補助対象範囲 および 補助対象経費</p>	<p>なお、施設サービス事業所とは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービスおよび介護医療院サービスをいう。</p> <p>①公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、（１）「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、（２）中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。</p> <p>②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について（<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html</a>）に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。また、上記情報にない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。</p> <p>ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト ホームページ 掲載先：<a href="https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/">https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/</a> 厚生労働省 介護ソフト機能調査 回答先：<a href="https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou">https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou</a> 結果掲載先：<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html</a></p> <p>（３）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記（１）によらず、以下の①および②に該当する機器等を補助対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記（１）の介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等</li> <li>②介護従事者の身体的負担の軽減や間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等</li> </ul> </li> </ul> <p>（その他と認められる例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）</li> </ul> <p>（４）別表第 1（３）（イ）に要する経費</p>
----------------------------------	--

<p>補助対象範囲 および 補助対象経費</p>	<p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。</li><li>・（１）および（３）の機器等（介護ソフトを除く）の導入に付帯して必要となる経費等は、主たる機器等と併せて導入する場合に限って、補助対象となる。</li></ul> <p>※Wi-Fi等の環境整備のみやPC・タブレット端末導入のみは、補助対象とならない。</p> <p>（付帯する例）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護ソフト以外の介護テクノロジー等を利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費 （配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）</li><li>・介護ソフト以外の介護テクノロジー等の利用にともなって導入するPC、タブレット端末等</li><li>・介護テクノロジー等の保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）は、機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となる。</li><li>・介護テクノロジー等の導入の工事費および機器説明にかかる経費は、機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となる。</li></ul>
----------------------------------	--

別表第4

(要領第4条関連 (2) 介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業 介護テクノロジー (介護ロボットや ICT 機器等) 等の補助対象範囲および補助対象経費)

<p>補助対象範囲 および 補助対象経費</p>	<p>(1) 「福祉用具情報システム」((公財) テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。) に掲載された介護テクノロジー</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を補助対象とする。</li><li>・介護ソフトについては、下記の要件を満たした介護ソフトウェアが補助対象となる。</li></ul> <p>(ア) 補助対象となる介護ソフトウェアについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務 (事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること (転記等の業務が発生しないものであること) とする。</p> <p>なお、介護ソフトウェアの改修等により、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できれば、改修等に要する経費について、補助対象とする。</p> <p>また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。</p> <p>(イ) 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトウェアを申請する場合については、上記 (ア) に加えて、下記の①を満たすこと。</p> <p>また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトウェアを申請する場合については、上記 (ア) に加えて、下記の②を満たすこと。</p> <p>なお、施設サービス事業所とは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービスおよび介護医療院サービスをいう。</p> <p>①公益社団法人国民健康保険中央会 (以下、「中央会」という。) が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、(1) 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、(2) 中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。</p> <p>②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム (LIFE) について (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html</a>) に掲載されている「CSV 連携仕様書 (LIFE)」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。また、上記情報にない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。</p>
----------------------------------	---

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト ホームページ

掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

厚生労働省 介護ソフト機能調査

回答先：[https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo\\_kinou](https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>

(2) その他

- ・上記（1）によらず、以下の①および②に該当する機器等を補助対象とする。

①申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記（1）の介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等

②介護従事者の身体的負担の軽減や間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等

**【留意事項】**

- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。

別表第5 (要領第5条関連 (1) 介護テクノロジー等導入支援事業 補助金の交付額等)

区分	補助率	補助基準額	補助台数	補助上限 (補助台数)
別表第2(1)で示す機器等のうち「TAIS」で「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に該当するインカムまたは別表第2(3)①で示す機器等のうち「TAIS」で「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当するテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に該当するインカムと同水準の機能と判断された機器等、別表第2(3)②で示す機器等のうちバックオフィスソフト以外	4/5	100万円/台	施設・居住系サービス ・利用定員数を10で除した数の小数点以下を切り上げた数  在宅系サービス ・利用定員数を20で除した数の小数点以下を切り上げた数  ※なお、インカム等については、必要数(審査あり)	100万円/事業所
別表第2(1)および(3)①で示す機器等のうち上記以外のもの		30万円/台		
別表第2(1)で示す機器等のうち「TAIS」で「介護業務支援」に該当する「介護ソフトウェア」または別表第2(3)①で示す機器等のうち「TAIS」で「介護業務支援」に該当する「介護ソフトウェア」と同水準と判断された機器等、別表第2(3)②で示す機器等のうちバックオフィスソフト		別表第6による	—	別表第6による
別表第2(2)に要する経費		別表第7による	—	別表第7による
導入支援と一体的に行う業務改善支援 (別表第1(3)(イ)に要する経費)		48万円	—	48万円/事業所

※補助対象経費に補助率を乗じて算出された額(上記の区分ごとに算出し、1,000円未満の端数は切り捨てとする)と補助基準額・補助上限・補助台数による上限額を比較して、いずれか低い金額を補助額とする

別表第6 ((1) 介護テクノロジー等導入支援事業 別表第5 関連・介護ソフトウェア・バックオフィスソフト)

職員数 (申請時点)	基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

※職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、上記に定める区分ごとに示す基準額とする。それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

※職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入することができる。

※職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)とすることもできる

別表第7 ((1) 介護テクノロジー等導入支援事業 別表第5 関連・介護ソフトウェア・バックオフィスソフト)

職員数 (申請時点)	基準額
1名以上10名以下	115万円
11名以上20名以下	165万円
21名以上30名以下	215万円
31名以上	265万円

※職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、上記に定める区分ごとに示す基準額とする。それ以外の方式の契約の場合は一律265万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

※職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入することができる。

※職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)とすることもできる

別表第8 (要領第5条関連 (2) 介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業 補助金の交付額等)

区分	補助率	補助基準額	補助台数	補助上限	
【伴走支援モデル事業所以外】 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合					
別表第4(1)および別表第4(2)①で示す機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる別表第4(1)および別表第4(2)①の機器等	4/5	900万円	必要台数	1法人1事業所の申請とする	
【伴走支援モデル事業所以外】 業務の改善・効率化等が進められる介護テクノロジーを複数導入する場合					
別表第4(1)で示す機器等のうち「TAIS」で「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に該当するインカムまたは別表第4(2)①で示す機器等のうち「TAIS」で「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当するテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に該当するインカムと同水準の機能と判断された機器等、別表第4(2)②で示す機器等のうちバックオフィスソフト以外	4/5	100万円/台	900万円までの必要台数		
別表第4(1)および(2)①で示す機器等のうち上記以外のもの	4/5	30万円/台			
【伴走支援モデル事業所】 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合					
別表第4(1)で示す機器等 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合	4/5	1,000万円	必要台数	1法人1事業所の申請とする	
【伴走支援モデル事業所】 業務の改善・効率化等が進められる介護テクノロジーを複数導入する場合					

別表第4(1)で示す機器等のうち「TAIS」で「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に該当するインカムまたは別表第4(2)①で示す機器等のうち「TAIS」で「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当するテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に該当するインカムと同水準の機能と判断された機器等、別表第4(2)②で示す機器等のうちバックオフィスソフト以外	4/5	100万円/台	1,000万円までの必要台数
別表第4(1)および(2)①で示す機器等のうち上記以外のもの	4/5	30万円/台	

※補助対象経費に補助率を乗じて算出された額(1,000円未満の端数は切り捨てとする)と補助基準額を比較して、いずれか低い金額を補助額とする。

・(1)および(2)の機器等(介護ソフトを除く)の導入に付帯して必要となる経費等は、主たる機器等と併せて導入する場合に限って、補助対象となる。

※Wi-Fi等の環境整備のみやPC・タブレット端末導入のみは、補助対象とならない。

(付帯する例)

- ・介護ソフト以外の介護テクノロジー等を利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費  
(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
- ・介護ソフト以外の介護テクノロジー等の利用にともなって導入するPC、タブレット端末等
- ・介護テクノロジー等の保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など)は、機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となる。
- ・介護テクノロジー等の導入の工事費および機器説明にかかる経費は、機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となる。